

第 1 章 生活の安定

第 1 節 公共施設等復旧計画

町及び防災関係機関は、被災した公共施設の復旧を、単なる原状復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度等を検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

第 1. 被害の調査

町は、被害を受けた各施設管理者の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

第 2. 公共施設等の復旧

1. 復旧の方針

町及び関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、府又は国が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

災害復旧計画の種類は、以下のとおりである。

2. 復旧完了予定時期の明示

町及び関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

(1) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下激甚災害法という。)に基づく復旧事業及び府の関係部局

復 旧 事 業 名	根拠条項	府 関 係 部 局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助		
・公共土木施設災害復旧事業	3条①	環境農林水産部、都市整備部
・公共土木施設災害関連事業	3条②	環境農林水産部、都市整備部
・公立学校施設災害復旧事業	3条③	府教育委員会
・公営住宅又は共同施設の建設又は災害復旧事業	3条④	住宅まちづくり部
・生活保護施設災害復旧事業	3条⑤	福祉部、健康医療部
・児童福祉施設災害復旧事業	3条⑥	福祉部、健康医療部
・老人福祉施設災害復旧事業	3条⑥の2	福祉部、健康医療部
・障害者更正援護施設災害復旧事業	3条⑦	福祉部、健康医療部
・知的障害者援護施設災害復旧事業	3条⑧	福祉部、健康医療部
・婦人保護施設災害復旧事業	3条⑨	福祉部、健康医療部
・感染症予防施設災害復旧事業	3条⑩	福祉部、健康医療部
・感染症予防事業	3条⑪	福祉部、健康医療部
・堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内)	3条⑫	環境農林水産部、都市整備部
・堆積土砂排除事業 (公共的施設区域外)	3条⑬	環境農林水産部、都市整備部
・湛水排除事業	3条⑭	環境農林水産部、都市整備部

復 旧 事 業 名	根拠条項	府 関 係 部 局
農林水産業に関する特別の財政援助 ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
その他の財政援助措置 ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	16条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条	府教育委員会 福祉部、健康医療部 福祉部 住宅まちづくり部 住宅まちづくり部 総務部、府教育委員会、 政策企画部、環境農林水産部 商工労働部

第 3 激甚災害の指定

大阪府は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第 4 激甚災害指定による財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林業に関する特別財政援助
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成

第2節 被災者生活確保計画

町及び府は、災害により被災した町民がその痛手から再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講じ、被災者の生活の安定を図るものとする。

第1. 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金等の支給（「能勢町災害弔慰金の支給等に関する条例」）

（1）災害弔慰金

ア 支給対象

政令で規定する災害により死亡した町民の遺族

イ 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円

その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合はその額を控除した額とする。

（2）災害障害見舞金

ア 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した町民

a. 両眼が失明した者

b. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

c. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

d. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

f. 両上肢の用を全廃したもの

g. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

h. 両下肢の用を全廃したもの

i. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記（aからh）と同程度以上と認められるもの

イ 支給額

生計維持者の場合 250万円

その他の場合 125万円

（3）災害見舞金

ア 支給対象・支給額

a. 自ら居住する家屋が全壊又は全焼の被害を受けた場合 1世帯 3万円

b. 自ら居住する家屋が半壊又は半焼の被害を受けた場合 1世帯 2万円

- c.自ら居住する家屋が床上浸水の被害を受けた場合 1世帯 2万円
- d.その他町長が特に必要であると認める場合 1世帯 2万円を超えない範囲内で町長が定める額
- e.町民が、災害により死亡した場合 遺族に5万円

2. 大阪府災害見舞金

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第2. 災害援護資金・生活資金等の貸付

1. 災害援護資金

(1) 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主

(2) 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

被 害		金 額
療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	家財についての被害額がその価額の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（下欄に該当する場合を除く） （被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失若しくは流出した場合	350万円

(3) 利 率

年3%（据置期間は無利子）

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(6) 償還方法

年賦償還（又は半年賦償還）

2. 生活福祉資金の災害援護資金貸付（社会福祉協議会）

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、町内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、「1 災害援護資金」の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3. 罹災証明書の交付等

町は、被災者生活再建支援金その他の支援装置が早期に実施されるよう発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の措置の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第4. 租税などの減免及び徴収猶予等

1. 町税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は能勢町税条例により、町税の緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において町税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免及び納入義務の免除を行う。

2. 国民健康保険税の減免

町は、能勢町国民健康保険税条例第24条の2に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要がある場合は、国

民健康保険税を減免する。

3. 介護保険の減免

介護保険法、町介護保険条例に基づき、認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知、納付割合の増額給付差し止めに関する措置（介護保険法第50条、第60条）、保険料の減免、徴収猶予等の特例措置を行う。

4. 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

5. 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を講ずる。

第5. 雇用機会の確保

町は、町域における離職者の把握に努めるとともに、府及び関係機関に対して職業斡旋の要請等を行う。

1. 公共職業安定所による斡旋

大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を図る。

2. 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

国は次の措置を行う

- (1) 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。

3. 雇用維持の要請

府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取り消しの防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持の要請を行う。

第6. 住宅の確保

町は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1. 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

(4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2. 住宅復興計画の策定

町は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に沿った施策を推進する。

3. 公共住宅の供給促進

町は、民間・住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯を対象として公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間賃貸住宅の借り上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して供給する。

4. 罹災都市借地家臨時処理法の適用申請

町は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業などの生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国へ法の適用申請を行う。

第7. 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

府は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援制度の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由などによって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

① 「害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が半壊し又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ・被害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は各該当の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

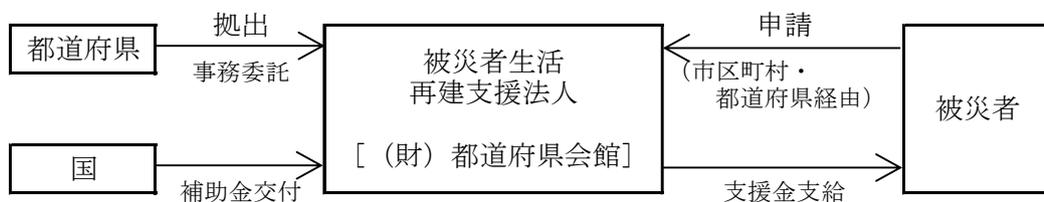
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の被害程度	建設・購入	補修	長期避難
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支援に関しては都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された資金を活用して行う。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業復旧支援計画

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進するために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資等の対策が国・府によって講じられることになるが、町は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第1. 中小企業社の復旧支援

1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するため、府が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

2. 中小企業に対する支援制度の周知

被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資等について、商工会議所やその他中小企業関係団体を通じ中小企業者に周知徹底を図る。

(1) 政府系企業金融公庫

ア 中小企業金融公庫

災害の程度に応じて融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

イ 国民生活金融公庫

措置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

ウ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業協同組合に対して再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林業関係者復旧支援計画

町は、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1. 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために、府が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。

第2. 資金の融資

融資機関は、被災した農林業関係者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1. 農林業関係融資

(1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は農林漁業関係者の経営、事業に必要な融資をし、政令で定められた範囲において利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填などに必要な農林漁業災害復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講じる。

第3. 資金の融資措置

被災した農業関係者等に対する融資適用が迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1. 基本方針の決定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2. 原状復旧

原状復帰・復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3. 復興計画の作成

1. 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となる。
このため町及び府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
2. 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・府との連携などにより、必要な体制を整備する。
3. 住民の生活安全と環境保全に配慮した防災型のまちづくりを推進するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。